

鳥羽市における宿泊税の導入について

令和 7 年 3 月

鳥羽市宿泊税検討委員会

目 次

1. はじめに	2
2. 宿泊税導入の背景と目的	3
(1) 鳥羽市の現状	3
(2) 新たな観光財源の必要性	5
(3) 鳥羽市で宿泊税を導入する理由	5
3. 宿泊税検討委員会の立ち上げ	7
(1) 鳥羽市宿泊税検討委員会について	7
(2) 鳥羽市宿泊税検討委員会 委員名簿	7
(3) 鳥羽市宿泊税検討委員会 開催概要	7
4. 宿泊税の用途	8
(1) 第二次鳥羽市観光基本計画について	8
(2) 宿泊税の用途設定の考え方	8
(3) 宿泊税を充当する主な取り組み（案）	9
(4) 先行自治体の導入の目的（用途）	11
5. 鳥羽市で導入する宿泊税制度の概要	12
(1) 税制概要	12
(2) 税額について	12
(3) 免税点について	14
(4) 課税免除について	15
(5) 特別徴収義務者に対する支援について	16
(6) その他	17
6. 宿泊税の運用について	19
(1) 基金化について	19
(2) 自律的なガバナンス体制の構築について	19
(3) 運用開始後の見直しについて	19
(4) 宿泊客に対する周知、負担軽減について	19
(5) 特別徴収義務者に対する理解促進と負担軽減について	19
7. 今後の検討課題	20
(1) 将来的な段階的定額制または定率制導入の検討	20
(2) ガバナンス体制、用途条例制定などへの提言	20
(3) 伊勢志摩地域の連携（税制の統一）	20
(4) 三重県の導入検討に対する考え方	20
(5) その他留意すること	20
参考資料	21

1. はじめに

鳥羽市は市全域が伊勢志摩国立公園に指定され、豊かな海や 4 つの有人離島を含む美しい島々など恵まれた自然の中で、海女文化や真珠養殖など地域特有の歴史・文化を育み、産業活動を振興させながら発展した観光都市である。

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、宿泊産業等の担い手不足や訪日外国人の急増加、新型コロナウイルスの感染拡大に端を発した新たな観光の在り方など、観光産業を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、鳥羽市においても同様とされている。この状況を打破するためには、多様化する観光客のニーズを適切に把握し、受入環境の整備、鳥羽の魅力が詰まった観光コンテンツづくり、すなわち、鳥羽らしい観光まちづくりをさらに推進していく必要がある。しかしながら、鳥羽市における人口減少は予想を上回っており、観光まちづくりに活用できる財源の減少が懸念されるため、安定的かつ持続的な財源の確保が必要となる。

今回、「受益」と「負担」という観点で、多様な視点による客観的な検討体制を整えるため、学識経験者、宿泊事業者及び観光関係事業者等で構成する「鳥羽市宿泊税検討委員会」を設置し、宿泊者に一定の負担を求める宿泊税導入について検討を進めることとなった。

2. 宿泊税導入の背景と目的

(1) 鳥羽市の現状

国内においては、晩婚化、少子化に伴う生産年齢人口比率の低下、医療技術の進化に伴う平均寿命の延伸により少子高齢化が想定した以上に進行している。このことは、鳥羽市でも例外ではなく、高齢化率は県内平均（30.2%）を上回っている（41.3%（*1））ほか、2040年には、生産年齢人口と65歳以上が逆転する予測（*2）もあり、鳥羽市は少子高齢化等に伴う諸課題の解決に向けた取り組みが急務である。

観光の側面では、ピークの1990年代前半と比べ、鳥羽市への来訪者数、宿泊者数ともに漸減傾向（*3）にある。このことは、鳥羽市の産業を支える観光・宿泊産業の停滞を招く恐れがあるほか、現役世代の市民のさらなる流出につながることも危惧されている。

また、2014年以降、訪日外国人旅行者は増加傾向（*4）にあり、観光産業は数少ない成長市場だと考えられ、国内各地域間での誘客活動が活発化している。そのため、鳥羽市としてこの誘客活動を優位に進めるための施策の展開が急務となっている。

*1 三重県市年齢別人口

市町村別年齢（3区分）別人口（三重県市抜粋）

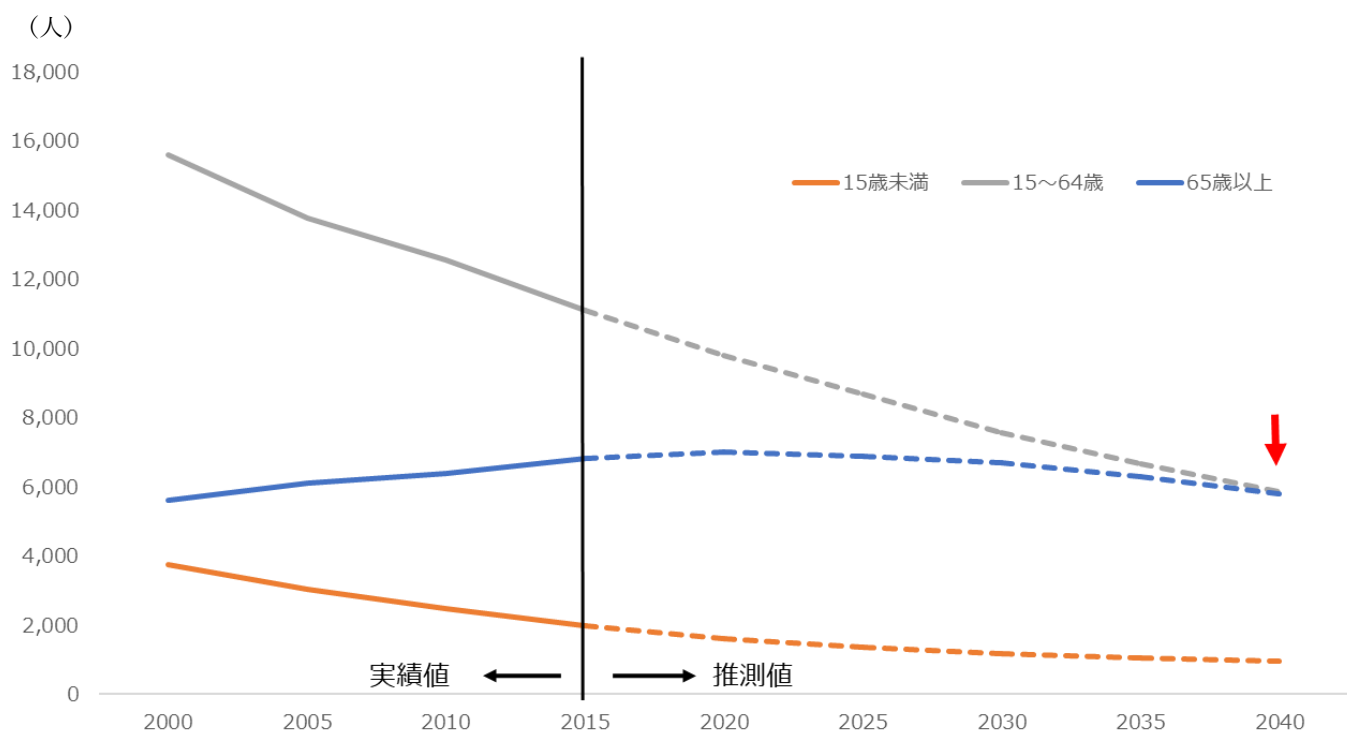
令和6年1月1日現在

市 町	総数（人）	年齢（3区分）別人口（人）			割合（%）			平均年齢（歳）
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	
津市	271,000	31,570	157,815	81,615	11.6%	58.2%	30.1%	48.2
四日市市	307,825	36,517	190,466	80,842	11.9%	61.9%	26.3%	46.4
伊勢市	120,306	13,283	67,478	39,545	11.0%	56.1%	32.9%	49.9
松阪市	157,316	18,319	90,629	48,368	11.6%	57.6%	30.7%	48.7
桑名市	138,963	16,864	84,049	38,050	12.1%	60.5%	27.4%	46.9
鈴鹿市	195,589	23,562	121,292	50,735	12.0%	62.0%	25.9%	46.3
名張市	75,248	8,477	41,033	25,738	11.3%	54.5%	34.2%	49.9
尾鷲市	15,877	1,201	7,400	7,276	7.6%	46.6%	45.8%	56.8
亀山市	49,313	6,514	29,307	13,492	13.2%	59.4%	27.4%	46.3
鳥羽市	16,842	1,356	8,606	6,880	8.1%	51.1%	40.9%	54.1
熊野市	15,299	1,363	7,114	6,822	8.9%	46.5%	44.6%	55.9
いなべ市	44,697	5,350	26,865	12,482	12.0%	60.1%	27.9%	46.7
志摩市	45,114	3,526	22,779	18,809	7.8%	50.5%	41.7%	55.3
伊賀市	85,989	8,842	48,012	29,135	10.3%	55.8%	33.9%	50.0

※総数には年齢不詳を含み、年齢（3区分）別人口の割合は年齢不詳を含む総数を母数として算出している。

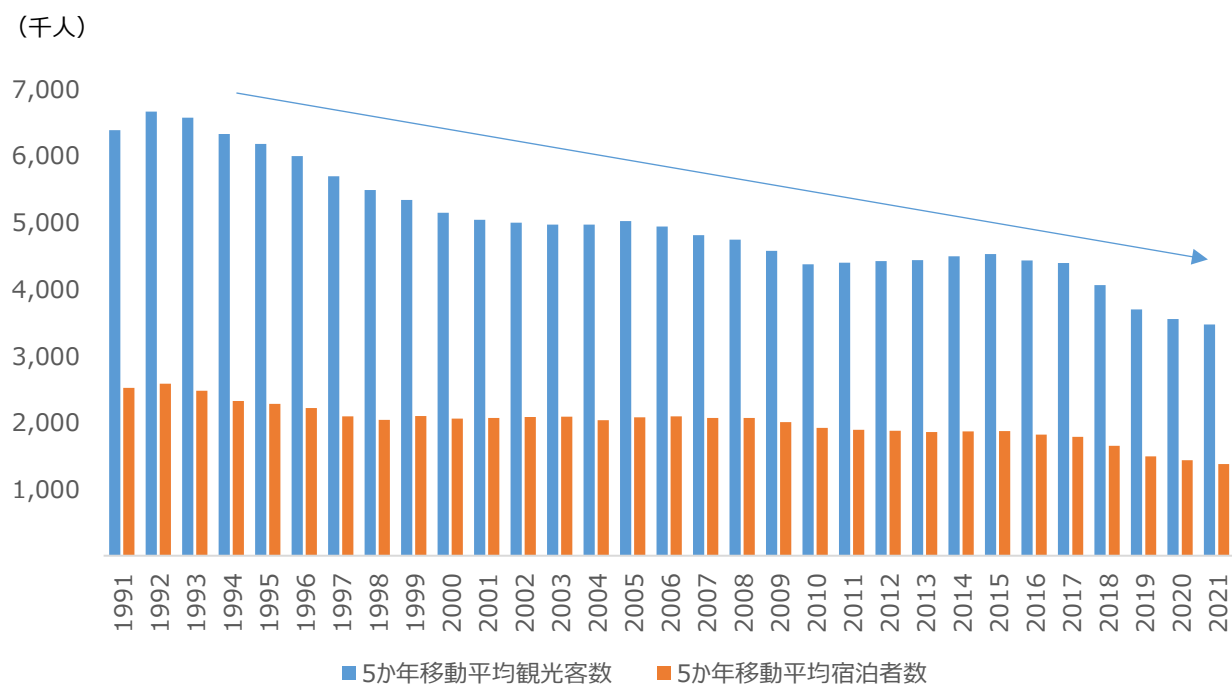
総務省【総計】令和6年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）より作成

*2 鳥羽市の年齢別人口動態将来予測



平成 27 年度 鳥羽市人口ビジョン・人口分析

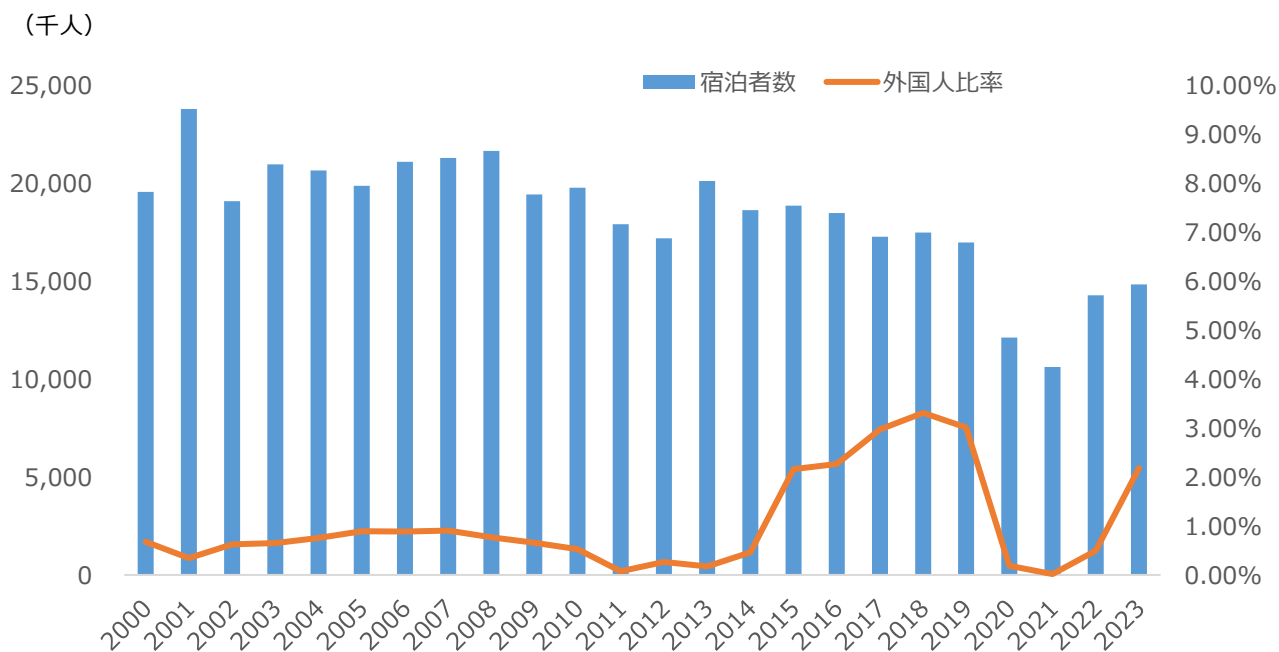
*3 鳥羽市への観光客数・宿泊者数の5か年移動平均※推移



※単年ごとのばらつきを抑え、傾向を可視化

令和 5 年鳥羽市観光統計資料より作成

*4 鳥羽市への宿泊者数と外国人比率



令和 5 年鳥羽市観光統計資料より作成

(2) 新たな観光財源の必要性

人口減少・少子高齢化に加え、宿泊産業の停滞や現役世代の流出は、市としても税収の減少が懸念される。このことは観光振興施策及びまちづくりに必要な財源の減少を意味する。そこで、観光地としての魅力度を高め、観光振興で地域を豊かにし、持続可能な観光まちづくりにつなげるため、「新たな観光財源」の導入が不可欠である。

(3) 鳥羽市で宿泊税を導入する理由

鳥羽市の産業の中でも、宿泊産業の生産額の増加が市内経済に及ぼす波及効果は大きいと言われている。特に滞在時間の長さから市内での消費増加への実現性が高い宿泊客を増加させる施策の実施は、宿泊産業のみならず他産業の振興、税収の確保の面から最も効率性が高く、効果的であると考えられることから、宿泊客を増加させる施策の推進が求められている。

主産業である観光業と水産業は、「漁業の進展なくして観光業の進展なし」の考えのもと、平成 26 年度には「鳥羽市漁業と観光の連携促進計画（漁観連携計画）」が策定され、様々な取り組みが推進されている。観光客の多くは鳥羽で獲れる新鮮な海の幸を求めて訪れていることから、宿泊産業を起点としてあらゆる産業の活性化につなげることが、将来にわたって鳥羽市が持続可能な観光都市として発展していくすべである。

そして、全国的に宿泊税を導入する自治体が増加傾向にある中、令和 6 年 1 月に鳥羽市旅館組合連絡協議会から宿泊税の導入検討を求める要望書が鳥羽市長あてに提出された。また、6 月には鳥羽市主催の「新たな観光財源を考えるセミナー」が実施された。

宿泊税は、宿泊行為が課税客体（課税対象となる行為）となるため、中長期的に安定的な税収が見込めるとともに、課税客体の把握がしやすく、現実的に徴税システムの構築が可能であることから、鳥羽市において導入する観光財

源として宿泊税が最も有効であるものと考えられる。

本検討委員会で協議を行った結果、鳥羽市における宿泊体験価値を持続的に提供し、観光まちづくりを推進するため、法定外目的税である「宿泊税」を早急に導入することを提言する。



「新たな観光財源を考えるセミナー」開催の様子

3. 宿泊税検討委員会の立ち上げ

(1) 鳥羽市宿泊税検討委員会について

前述のような流れを受けて、学識経験者、宿泊事業者等で構成される「鳥羽市宿泊税検討委員会（事務局：企画財政課、関係部署：観光商工課及び税務課）」が設置され、延べ3回の委員会を開催した。

(2) 鳥羽市宿泊税検討委員会 委員名簿

役職	所属	氏名
委員長	國學院大學 観光まちづくり学部	梅川 智也
副委員長	鳥羽市	立花 充
委員	鳥羽商工会議所	藪本 竜太郎
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	吉田 一喜
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	上村 領佑
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	吉川 好信
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	中村 泰久
〃	鳥羽市旅館組合連絡協議会	野村 潤
〃	鳥羽市観光協会	寺田 貴晃
〃	鳥羽市温泉振興会	世古 素大
〃	鳥羽観光施設連合会	山本 半

(3) 鳥羽市宿泊税検討委員会 開催概要

	時期	内容
第1回宿泊税検討委員会	令和6年 8月26日	・本検討委員会の目的と進め方、これまでの検討経緯 ・鳥羽市の現状（人口動態、予算、入湯税、宿泊者数等、アクションプログラム評価） ・観光財源・宿泊税とは（全国の宿泊税導入・使途の事例紹介） ・アンケート結果について ・意見交換
第2回宿泊税検討委員会	令和6年 10月7日	・前回議論の整理 ・宿泊税の使途について（入湯税との使途での相違点整理） ・宿泊税の導入についての協議 ・宿泊税の制度設計について① （使途、課税客体・納税義務者、徴収方法、税率、免税等）
第3回宿泊税検討委員会	令和6年 12月23日	・前回議論の整理 ・宿泊税の制度設計について② （使途、課税客体・納税義務者、徴収方法、税率、免税等） ・市長へ提言する内容について

4. 宿泊税の使途

(1) 第二次鳥羽市観光基本計画について

鳥羽市では、令和3年度に市の最上位計画である「第六次鳥羽市総合計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）が策定され10年間の本市の将来目標や施策を示している。総合計画では、鳥羽市の将来像として、「誰もが輝く鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」を掲げており、その実現に向けた取り組みが進められている。

また、まちづくりの内りにある観光振興では、「第二次鳥羽市観光基本計画」（以下、「第二次基本計画」という）が平成27年3月に策定され、第二次基本計画では『国際的な滞在拠点を目指した「鳥羽うみ文化の継承と創造」』を鳥羽観光の目標像と定めている。

なお、第二次基本計画を着実に遂行するため、令和4年度から令和7年度までの期間中に取り組むプロジェクトを整理した「第二次鳥羽市観光基本計画 後期アクションプログラム」が令和4年3月に策定された。

これらの計画に基づく様々な観光振興施策が展開されている中、事業推進について協議する「観光戦略会議」及び、取り組みの評価を行う「アクションプログラム管理会議」が設置されている。

(2) 宿泊税の使途設定の考え方

鳥羽市の観光振興施策は観光基本計画に基づき推進されている。宿泊税が導入された際には、一般財源化せず、同計画に位置づけられた観光振興事業をさらに推進していくため宿泊税を活用すべきである。これにより宿泊税を財源とした「持続可能で魅力あふれるまち鳥羽」の実現に向けた事業の展開が期待できる。

なお、令和6年度から令和7年度にかけて「第三次鳥羽市観光基本計画」が策定中であることから、同計画に位置づけされる施策と宿泊税の使途の整合性も考慮する必要がある。

また、使途を検討するにあたって、考慮すべき重要なポイントを以下のとおり整理した。

- 納税者である宿泊者の便益につながるか
- 観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるか
- 鳥羽市民にとってもよい影響、住民満足度の向上につながるか
(地域の意志が反映したものになっているか)
- 策定中の第三次鳥羽市観光基本計画の方向性と合致しているか

なお、平成19年から鳥羽市では、入湯税が導入されている。これまで入湯税の使途については、観光振興に5割、鉱泉源保護に3割、消防施設等と環境衛生施設に1割ずつ分配されており、このうち観光振興、消防施設等、環境衛生施設については「鳥羽市観光振興基金」として積み立てられ、それぞれの事業に活用されている。宿泊税を財源とした事業については、既に税収の5割が観光振興に配分されている入湯税の使途との棲み分けを明確化する必要がある。具体的には、使途の考え方として、下表のとおり、既存の入湯税を「観光振興」に、新たな宿泊税は、「観光まちづくりの推進」のように棲み分けすることを提言する。

各項目	宿泊税	入湯税
使途の考え方	観光まちづくりの推進	観光振興
棲み分けの理由	宿泊者に対して課税がなされることから、鳥羽市を訪れた観光客の滞在価値向上、受け入れの体制や環境の整備に寄与する取り組みなど、観光客の受入れ環境整備に軸足を置くべきである。	地域資源の活用を通じた経済活動により課税がなされることから、鉱泉源の保護や消防体制の整備のほか、既存観光振興事業等、地域資源の保全や観光誘客に軸足を置くべきである。
具体的な取り組み	ハード面・ソフト面から、外部の人を惹きつけるような地域の魅力を高める経済活動を指すとともに、その活動の活発化させる取り組み。 (例) ・宿泊者への利便性の向上につながる取り組み ・受入体制・環境の強化につながるインフラ整備 ・地域の資源の保全や活用 ・これらを推進する組織の強化 など	直接的に観光魅力を観光客に対して発信や利益付与等する取り組み。 (例) ・PR／プロモーション ・周遊促進 ・ブランド向上 など

(3) 宿泊税を充当する主な取り組み（案）

前項の考え方をふまえ、以下の4つの施策に合致する事業に対し宿泊税を充当することを提言する。

① 宿泊促進（宿泊者の満足度向上受け入れ体制の強化、観光インフラの整備

- 納税する宿泊者に対しての満足度の向上、再来訪につながる取り組み

② 受け入れ体制の強化、観光インフラの整備

- 訪日外国人を含む来訪者、宿泊者のハード、ソフト両面での受け入れ体制を強化する取り組み

③ 伊勢志摩国立公園ならではの景観や地域資源等の保全・活用

- 鳥羽の魅力の根底にある景観、地域資源の保全、有効活用に資する取り組み

④ 観光関連団体の組織強化（特に登録DMO）

- 観光まちづくりを担う観光振興団体、DMOの専門人材登用、育成に資する取り組み

宿泊税の導入が想定される主な取り組みの例

施策の内容	取り組みの例
①宿泊促進 (宿泊者の満足度向上)	シャトルバスの運行、かもめバスや定期船の利便性向上など 2 次交通の充実や新たな移動手段の検討・構築
	デジタルマップやワンストップ案内所、多言語対応など、来訪者のニーズに対応する情報、サービス提供
	学生団体、修学旅行等の教育旅行への支援
	施設のリニューアル、魅力アップのための旅館組合等への支援
	宿泊事業者と飲食・小売店、観光事業者等との連携強化の施策など満足度向上、長期滞在に向けた取り組みおよび宿泊促進につながるキャンペーン
②受け入れ体制の強化、 観光インフラ整備	従業員確保や従業員寮整備、従業員満足度向上による定着率向上など雇用対策、人材不足対策
	宿泊施設、観光施設における環境保全の取り組み
	鳥羽駅や観光施設等のバリアフリー化や支援
	観光まちづくりの推進（鳥羽駅周辺エリアなど）
	観光施設、宿泊施設等の活用
③伊勢志摩国立公園なら ではの景観や地域資源 等の保全・活用	災害時の観光客などの安全対策及び防災対策、緊急患者の輸送体制の構築
	主要な道路や河川、港湾、公園や視点場等の景観整備
	体験コンテンツの充実
④観光関連団体の組織強 化（特に登録 DMO）	新たな鳥羽ならではの商品開発
	専門人材の活用、DMO、観光振興団体の体制強化、人材育成
その他	精度の高い新たな観光統計の導入、データの活用
	賦課徴収に関する経費、特別徴収義務者への支援

※委員を対象としたアンケートでの意見をふまえ、使途として想定される一例を挙げたものであり、事業の実施や宿泊税の充当が決まっているものではない。

【本委員会等での使途に関する主な意見】

○市内には、有人離島を含む様々な地域がある。全域にまでこの宿泊税の恩恵が行き届かないといけないという意見があった。

○宿泊税はお客様に納めていただくものであるから、お客様に来ていただくためのプロモーションに宿泊税を活用するのではなく、来訪されたお客様の満足度向上に活用すべきという意見があった。

（４）先行自治体の導入の目的（使途）

下表のとおり、導入先行自治体においては主に「都市としての魅力を高める」および「観光の振興を図る施策に費用を充てる」の２点が掲げられている。

先行自治体	先行自治体 宿泊税導入の目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市 (京都府)	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市 (石川県)	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
倶知安町 (北海道)	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市 (福岡県)	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる『九州のゲートウェイ都市の機能強化』、『大型ＭＩＣＥ等の集客拡大への対応』及び『観光産業や市民生活に着目した取り組み』に要する費用」に充てるため。
北九州市 (福岡県)	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため
二セコ町	優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る費用に充てるため
常滑市	旅行やビジネスを目的とした来訪者の受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用に充てるため

5. 鳥羽市で導入する宿泊税制度の概要

(1) 税制概要

本検討委員会では、市が実施した宿泊事業者アンケートや各地区での説明会・ヒアリングなどの場で事業者より出された意見などが報告され、それらの意見を考慮した上で、議論を行った。議論の結果、以下のとおり税制概要を提言する。

課税客体	鳥羽市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付）
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日分を申告納付
税額（税率）	定額制、1人1泊当たり200円
免税点	設けない
課税免除	設けない
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
見直し期間	原則5年ごとに見直し （社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討）
特別奨励金	期限内申告・納付額の2.5%

(2) 税額について

①税額（税率）についての提言

本検討委員会での議論の結果、以下のとおり、税額（税率）を提言する。

税額（税率）	定額制、1人1泊当たり200円
---------------	------------------------

②鳥羽市で導入すべき税制を採用する理由

【基本的な考え方】

宿泊者にとって課税内容が明確で分かりやすく、納得を得られるものであり、かつ、宿泊事業者にとって申告方法等の事務負担が煩雑とならない簡易な方式であるなど、双方にとって分かりやすい制度を採用する必要がある。併せて、宿泊税導入の目的が安定的かつ継続的に運営される方式であることが望ましい。

【提言する理由】

鳥羽市内には民宿や小規模旅館が多く、特別徴収義務者の負担とならないことを考慮した。また、食事付きの宿泊施設においては素泊まり料金の算定など事務負担が増すことから、既に導入している入湯税の申告方法に準じた方法で宿泊者数の申告が可能な「一律定額制」とした。

また、税額（税率）は目標税収をふまえ、宿泊者の著しい負担とならない税額とすることを考慮するとともに、先行自治体の事例において、一律定額制や段階的定額制の最低税額として採用例が多い 1 人 1 泊につき「一律 200 円」とした。

【本検討委員会等での主な意見】

○本検討委員会では、最初の導入時には一律 200 円の定額制で実施すべきという意見が大勢であった。また、令和 6 年 6～7 月にかけて鳥羽市が市内の宿泊事業者を対象に実施した「新たな観光財源を考えるアンケート」では、定額制の回答が過半数であった。

○一方で、一律定額制は低価格帯の施設では宿泊客の負担が相対的に高まることから、高価格帯の施設の宿泊客が相応の宿泊税を負担する必要性についての意見もあった。

○このような議論の中で、高付加価値化による宿泊単価の上昇や物価上昇に対応可能であり、市としての税収増にもつながる段階的定額制の導入に対する提案もあった。このほか、一律定額制を採用する場合は、市の税収増を目指すため、税額（税率）を 300 円程度に設定する提案があった。

○宿泊事業者向けの説明会では、一部の宿泊施設では繁閑差による価格変動がほばないため、一律定額制または、段階的定額制のいずれの方式でも事務負担は変わらないことから、段階的定額制についての意見が出た。

③先行自治体の宿泊税導入の税額（税率）

先行自治体	税額（税率）
東京都	①100 円（1 万～1 万 5 千円）②200 円（1 万 5 千円～）
大阪府	①100 円（7 千～1 万 5 千円）②200 円（～2 万円～）③300 円（2 万円～）
京都市（京都府）	①200 円（～2 万円）②500 円（～5 万円～）③1,000 円（5 万円～）
金沢市（石川県）	①200 円（～2 万円）②500 円（2 万円～）
倶知安町（北海道）	宿泊料金の 2%（定率制）
福岡県	一律 200 円※福岡市内、北九州市内は 50 円
福岡市（福岡県）	①150 円（2 万円）②450 円（2 万円～）
北九州市（福岡県）	一律 150 円
長崎市	①100 円（～1 万円）②200 円（～2 万円～）③500 円（2 万円～）
二セコ町	①100 円（～5 千円）②200 円（～2 万円）③500 円（～5 万円）④1,000 円（10 万円）⑤2,000 円（10 万円～）
常滑市	一律 200 円

（３）免税点について

①免税点についての提言

本検討委員会での議論の結果、以下のとおり税制概要を提言する。

免税点	設けない
-----	------

②鳥羽市で導入すべき税制を採用する理由

【基本的な考え方】

税額（税率）同様、宿泊者にとって課税内容が明確で分かりやすく、納得を得られるものであり、かつ、宿泊事業者にとって申告方法等の事務負担が煩雑とならない簡易な方式であるなど、双方にとって分かりやすい制度を採用する必要がある。併せて、宿泊税導入の目的が安定的かつ継続的に運営される方式であることが望ましい。

【提言する理由】

宿泊施設への宿泊行為を課税客体としたほか、特別徴収義務者の申告納付事務等の負担軽減を図るため、免税点については「設けない」とした。

【本検討委員会等での主な意見】

○前述の特別徴収義務者の徴収負担を考慮し、免税点の導入を行うべきではないという意見が多く出された。

○一方で、鳥羽には民宿など中小の宿泊施設も多く、低価格帯の施設への宿泊者の負担を考慮し、免税点の設定を求める意見もあった。併せて、段階的定額制との併用についての提案もあった。

○また、特別徴収義務者の理解を得るためには、免税点の設定に関わらず明確な説明が必要であるという意見もあった。

③先行自治体の宿泊税導入の免税点

先行自治体	免税点
東京都	あり（１万円）
大阪府	あり（７千円）
京都市（京都府）	なし
金沢市（石川県）	なし ※R6.10.1～（５千円）
倶知安町（北海道）	なし
福岡県	なし
福岡市（福岡県）	なし
北九州市（福岡県）	なし
長崎市	なし
二セコ町	なし
常滑市	なし

(4) 課税免除について

①課税免除についての提言

本検討委員会での議論の結果、以下のとおり税制概要を提言する。

課税免除	設けない
------	------

②鳥羽市で導入すべき税制を採用する理由

【基本的な考え方】

税額（税率）同様、宿泊者にとって課税内容が明確で分かりやすく、納得を得られるものであり、かつ、宿泊事業者にとって申告方法等の事務負担が煩雑とならない簡易な方式であるなど、双方にとって分かりやすい制度を採用する必要がある。併せて、宿泊税導入の目的が安定的かつ継続的に運営される方式であることが望ましい。

【提言する理由】

修学旅行生や 12 歳未満の者についても、行政サービス等を等しく受けることから、課税免除については「設けない」とした。

【本検討委員会等での主な意見】

○修学旅行等の学校行事の宿泊行為に対する課税については、課税して支援するのではなく、そもそも免除すべきではないかという意見が出た。

○離島などにおける災害対応のための事業者の宿泊行為への課税については免除すべきではないかという意見が出た。

③先行自治体の宿泊税導入の課税免除

先行自治体	課税免除
東京都	外国大使等
大阪府	外国大使等
京都市（京都府）	修学旅行、外国大使等
金沢市（石川県）	外国大使等
倶知安町（北海道）	修学旅行、外国大使等
福岡県	外国大使等
福岡市（福岡県）	外国大使等
北九州市（福岡県）	外国大使等
長崎市	修学旅行、外国大使等
二セコ町	修学旅行
常滑市	外国大使等

（５）特別徴収義務者に対する支援について

①特別徴収義務者に対する支援についての提言

本検討委員会での議論の結果、以下のとおり税制概要を提言する。

特別奨励金	期限内申告・納付額の 2.5%
--------------	------------------------

②鳥羽市で導入すべき税制を採用する理由

【提言する理由】

特別徴収義務者の申告や納入に要する事務負担のほか、円滑な運営を目的に「特別奨励金制度」を導入することとした。

【本検討委員会等での主な意見】

○総務省の基準である 2.5%を標準とするが、その妥当性については引き続き検討を継続する。

○一方では、2.5%では、クレジットカードの手数料等を考えると、少ないという意見もあった。

③先行自治体の宿泊税導入の特別徴収義務者に対する支援

先行自治体	特別徴収義務者に対する支援
東京都	納期内納入額の 2.5%、導入 5 年：3%、上限:100 万円
大阪府	納期内納入額の 1.0～2.5%、導入 5 年：+0.5%、加算
京都市（京都府）	納期内納入額の 2.5%、導入 5 年：3%、上限:200 万円
金沢市（石川県）	納期内納入額の 2.5%、導入 5 年：3%、上限:前/後期各 50 万円
倶知安町（北海道）	納期内納入額の 1.0～2.5%、導入 5 年：+0.5%、加算
福岡県	納期内納入額の 2.5%、導入 5 年：3% （導入 5 年は全て電子申告かつ納期内納入で 3.5%） 上限：200 万円
福岡市（福岡県）	納期内納入額の 2.5%、導入 5 年：3% （導入 5 年は全て電子申告かつ納期内納入で 3.5%） 上限：200 万円
北九州市（福岡県）	納期内納入額の 2.5%、導入 5 年：3% （導入 5 年は全て電子申告かつ納期内納入で 3.5%） 上限：200 万円
長崎市	納期内納入額の 2.5%、上限：50 万円
二セコ町	納期内納入額の 5.0%
常滑市	納期内納入額の 2.5%

(6) その他

①その他の税制についての提言

本検討委員会での議論の結果、以下のとおり税制概要を提言する。

課税客体	鳥羽市内に所在する宿泊施設への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付）
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日分を申告納付
罰則規定	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
見直し期間	原則 5 年ごとに見直し（社会情勢等の変化により問題が生じた場合は、直ちに見直しを検討）
特別奨励金	期限内申告・納付額の 2.5%

【提言する理由】

課税客体、課税標準、納税義務者、徴収方法、特別徴収義務者、申告期限、罰則規定、見直し期間は先行導入自治体の事例を参考に、それぞれ他都市と同様の制度とする。

【本検討委員会等での主な意見】

○見直し期間 5 年について、本検討委員会での検討期間および周知期間を合わせると、最初の見直しが 7 年後となるため、7 年間の観光振興を見据え、その期間に必要な財源が確保できる税額とする必要がある旨の意見があった。

②先行自治体の宿泊税導入のその他事項（各自治体間で相違がある制度）

先行自治体	納税義務者	特別徴収義務者		制度の見直し	システム改修に係る補助金
東京都	旅館・ホテルへの宿泊者	旅館・ホテルの経営者	宿泊税の徴収について便宜を有する者（実質的経営者）	5 年毎	なし
大阪府	旅館・ホテル・簡易宿泊・民泊への宿泊者	旅館・ホテル・簡易宿泊・民泊の経営者			
京都市					
金沢市					
倶知安町					
福岡県				条例施行後 3 年、その後は 5 年毎	なし
福岡市					
北九州市				3 年毎	あり、補助率 1/2 上限:50 万円
長崎市				5 年毎	なし
二セコ町	条例施行後 3 年、その後は 5 年毎	なし			
常滑市					

以下、各自治体間で相違がない制度

先行自治体	課税客体	課税標準	徴収方法	申告期限	罰則規定
全自治体	旅館・ホテルへの宿泊者	宿泊施設への宿泊数	特別徴収 (特別徴収義務者が宿泊者から徴収し、納付)	毎月末日までに前月の初日から末日分を申告納付	帳簿等の隠蔽、保存義務を怠った場合 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

主要な項目についての再整理（鳥羽市含む）

	税率※1人一泊あたり	免税点	課税免除	特別徴収義務者報奨金
鳥羽市	一律 200 円	なし	なし	納期内納入額の 2.5%
東京都	①100 円（1 万～1 万 5 千円） ②200 円（1 万 5 千円～）	あり （1 万円）	外国大使等	納期内納入額の 2.5% 導入 5 年:3% 上限:100 万円
大阪府	①100 円（7 千～1 万 5 千円） ②200 円（～2 万円～） ③300 円（2 万円～）	あり （7 千円）		納期内納入額の 1.0～2.5% 導入 5 年:+0.5% 加算
京都市	①200 円（～2 万円） ②500 円（～5 万円～） ③1,000 円（5 万円～）	なし	修学旅行 外国大使等	納期内納入額の 2.5% 導入 5 年:3% 上限:200 万円
金沢市	①200 円（～2 万円） ②500 円（2 万円～）	なし ※ R6.10.1～ （5 千円）	外国大使等	納期内納入額の 2.5% 導入 5 年:3% 上限:前/後期各 50 万円
倶知安町	宿泊料金の 2%（定率制）	なし	修学旅行 外国大使等	納期内納入額の 1.0～2.5% 導入 5 年:+0.5%加算
福岡県	一律 200 円 ※福岡市内、北九州市内は 50 円		外国大使等	納期内納入額の 2.5% 導入 5 年:3% （導入 5 年は全て電子申告かつ納期内納入で 3.5%）上限：200 万円
福岡市	①150 円（2 万円） ②450 円（2 万円～）			
北九州市	一律 150 円		修学旅行 外国大使等	納期内納入額の 2.5% 上限：50 万円
長崎市	①100 円（～1 万円） ②200 円（～2 万円～） ③500 円（2 万円～）		修学旅行等	納期内納入額の 5.0%
二セコ町	①100 円（～5 千円） ②200 円（～2 万円） ③500 円（～5 万円） ④1,000 円（10 万円） ⑤2,000 円（10 万円～）			
常滑市	一律 200 円	なし	外国大使等	納期内納入額の 2.5%

6. 宿泊税の運用について

（１）基金化について

鳥羽市においては、平成 19 年の入湯税導入にあたり、「鳥羽市観光振興基金条例」を制定し、入湯税収のうち 7 割を「鳥羽市観光振興基金」として積み立てている。このうちの 5 割が観光振興に配分され「鳥羽市観光基本計画」に位置付けられた事業に充当されている。これは全国初の取り組みであり、「鳥羽方式」として注目された方式で、観光振興目的では、主に、鳥羽の観光誘客、PR/プロモーション、周遊促進、ブランド向上などに充当されている。

地方財政は「予算単年度主義」が原則である一方で、継続的な取り組みが求められることが多い観光振興においては単年度主義では限界がある。そこで、入湯税同様に、宿泊税についても基金化を提言する。

なお、入湯税を繰り入れる「観光振興基金」と宿泊税を繰り入れる新たな基金の使途は、明確な棲み分けが必要であることから、基金の棲み分けも必要である。

（２）自律的なガバナンス体制の構築について

宿泊税の使途の決定にあたって、そのプロセスを情報公開し、透明性・客観性を保つ必要がある。宿泊税は「観光基本計画」に位置付けられた施策に使われる必要があることから、その規定が必要である。さらに、現在「第二次基本計画」の進捗について評価を行っている「アクションプログラム管理会議」を例に、観光関連団体、有識者及び学識経験者で構成されるモニタリング機関を設置することが望ましい。併せて、見える化を含む使途や成果指標の公表を実施するべきである。

（３）運用開始後の見直しについて

税制を含め、あるべき宿泊税については環境変化も鑑み、5 年をサイクルとした制度設計の見直しを実施するべきである。

（４）宿泊客に対する周知、負担軽減について

鳥羽市を訪れる宿泊客に対して宿泊税の目的や税制度、使途などについて理解を得るため、丁寧な周知を行うとともに、国外客も含めてできる限り容易な支払い方法を検討するべきである。

（５）特別徴収義務者に対する理解促進と負担軽減について

① 宿泊税導入にあたっては、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者に理解・納得していただけるよう、使途の透明性の確保を図り、説明を続けること。

② 特別徴収義務者となる宿泊事業者においては、宿泊税の導入により負担増となるため、事務的負担及び経費負担が少しでも軽減されるように検討していくこと。

7. 今後の検討事項

(1) 将来的な段階的定額制または定率制導入の検討

今回の提言にあたっては、公平公正な税負担を担保する観点から、定率性であることが望ましいが、担い手不足が深刻化している宿泊事業者の負担増加を考慮し、一律定額制の導入を提言した。将来の見直し時には、宿泊単価の高付加価値化や物価上昇に応じて税収増につながり、また、高価格帯の宿泊客も公平な負担となる段階的定額制や定率制の導入について検討されたい。

(2) ガバナンス体制、使途条例制定などへの提言

宿泊税を活用した観光振興施策は、中長期的な取り組みを必要とするため、継続した取り組みが行えるように予め使途を定める必要がある。また、宿泊税の導入にあたっては賦課徴収に関する条例が制定され、その中で使途の公表について規定されるものの、導入後に「観光振興」が拡大解釈され、導入当初の意図と異なる使途、すなわち一般財源化される懸念がある。

そこで、「何に」「どのように」使うべきかを規定した「使途条例」の制定を提言する。

(3) 伊勢志摩地域の連携（税制の統一）

鳥羽市、伊勢市及び志摩市の3市は、旅行者にとって一体の地域とみられる伊勢志摩地域を形成していることから、宿泊税の導入や今後の見直しにあたっては、旅行者、宿泊者にとって分かりやすい制度とするため、3市が十分に連携し、足並みを揃えた税制とする必要がある。

(4) 三重県の導入検討に対する考え方

今後、三重県が宿泊税を導入する場合、旅行者にとって不利益、不明確な制度にならないよう、十分な配慮をした制度設計となるよう三重県に対して求める。

また、宿泊事業者の理解を得た上で、導入することを要望する。その際には、宿泊事業者の事務負担が極力ないような制度を要望する。

(5) その他の留意すること

①本検討委員会で示された議論については、整理と検討を丁寧に進め、内容を精査した上で宿泊税の使途及び課税要件等を決定すること。

②導入後も引き続き観光振興の効果について検証を行い、社会情勢や鳥羽市の観光を取り巻く状況などを幅広い関係者の意見を踏まえ、見直し等の必要な措置を講ずること。

参考資料

(1) 主な検討経過

時期	内容
令和6年6月10日	新たな観光財源を考えるセミナー（宿泊及び観光事業者向け）
令和6年6月10日～7月19日	新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関するアンケート調査（宿泊事業者向け）
令和6年8月26日	第1回宿泊税検討委員会
令和6年9月10日	相差民宿組合での宿泊税検討状況の説明会
令和6年10月7日	第2回宿泊税検討委員会
令和6年10月22日	相差旅館組合での宿泊税検討状況の説明会
令和6年11月5日	鳥羽市観光協会理事会で宿泊税検討状況の説明
令和6年11月19日	新たな観光財源「宿泊税」についての検討状況報告会（宿泊事業者向け）
令和6年11月22日	鳥羽旅館事業協同組合理事会で宿泊税検討状況の説明会
令和6年11月22日～12月16日	パブリックコメント実施
令和6年11月23日～12月8日	旅行者アンケート実施
令和6年12月23日	第3回宿泊税検討委員会
令和6年12月23日	検討委員会メンバーにより、鳥羽市長に提言書の提出（下写真）

参考：市役所庁内の体制及び検討の経過

宿泊税検討委員会事務局をはじめとした主担当として企画財政課が担当し、会議運営や庁内調整を行った。また、庁内の体制として、使途に関しては観光商工課、税制度に関しては税務課が担当した。庁内での検討の際には、3つの部署による「宿泊税庁内検討会」を随時開催（令和6年度中に10回開催）。



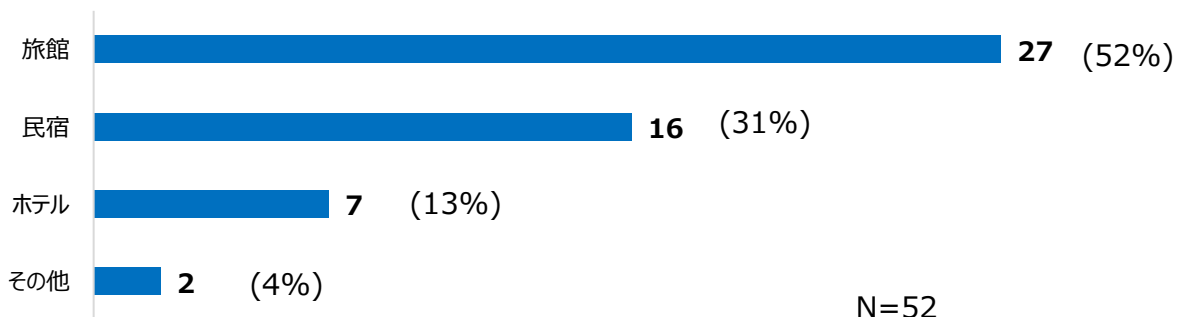
鳥羽市長への本検討委員会メンバーから提言書提出の様子

(2) 各種アンケート結果

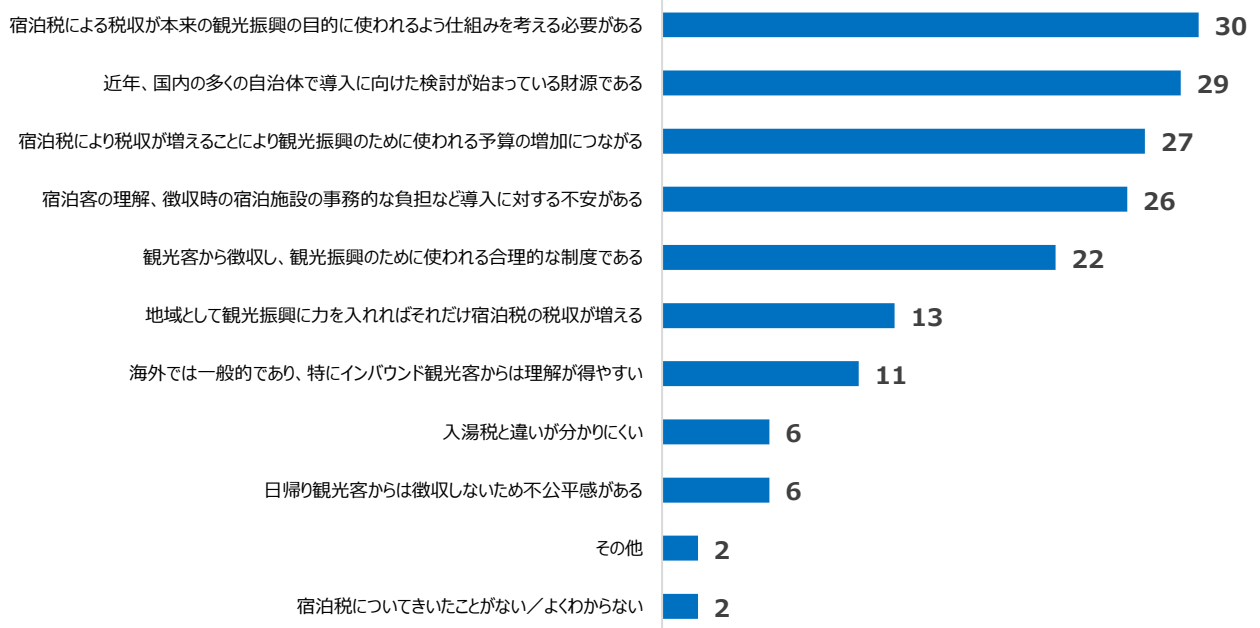
① 新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関するアンケート調査（宿泊事業者向け）

アンケート名	新たな観光財源（宿泊税導入検討）に関するアンケート
目的	新たな観光財源として宿泊税の導入に関する意見や基礎情報の把握を目的に主に鳥羽市内で宿泊業を営む事業者を対象にアンケート調査を実施する。
アンケート実施期間	令和6年6月10日（月）～7月19日（金）
主な設問項目	●施設に関する基礎的な質問（3問） ●これからの鳥羽市の観光振興に求めること（1問） ●宿泊税について（7問） ●自由記述（1問）
回答方法	紙ベース、インターネットからの回答
アンケート回収数	45事業者、48宿泊施設（※事業者、施設より一部複数名の回答あり）

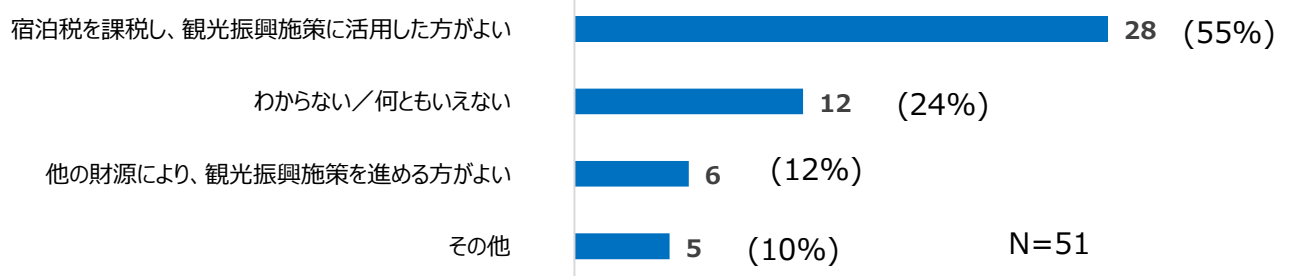
《回答者属性》



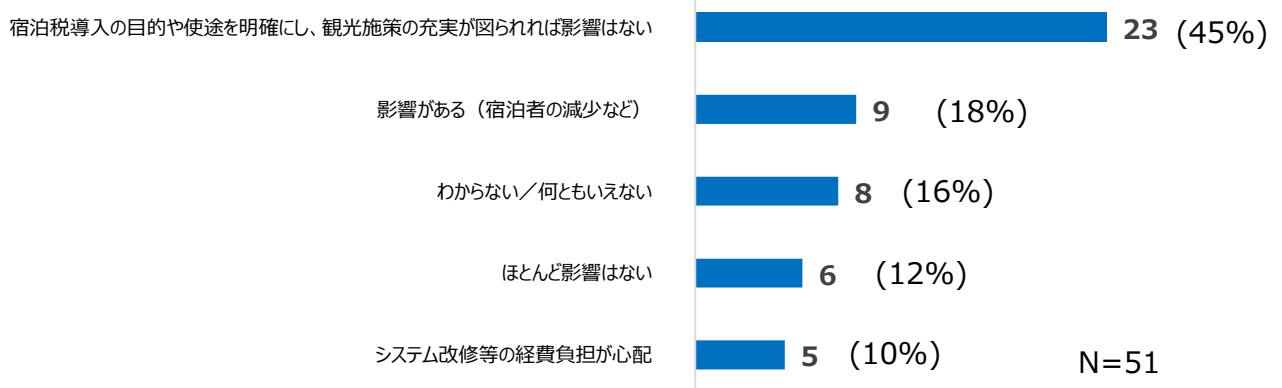
ア. 宿泊税に対しての具体的なイメージ(複数回答可)



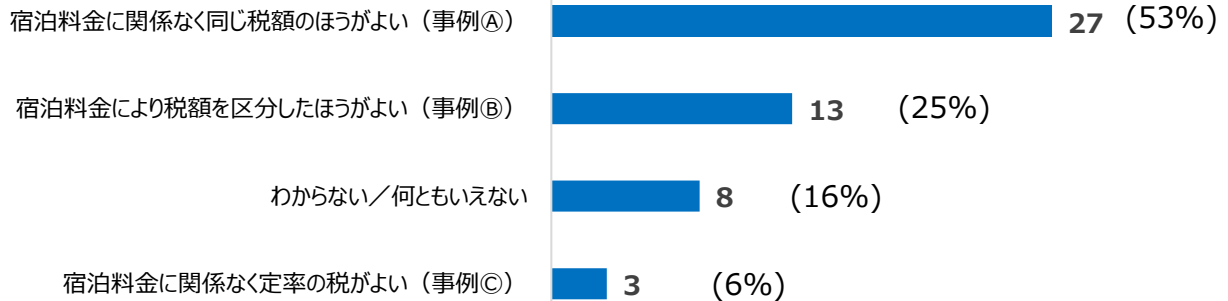
イ. 宿泊税についてどのように考えるか



ウ. 宿泊税の導入により想定される影響



工. 税率（税額）に対する意見



N=51

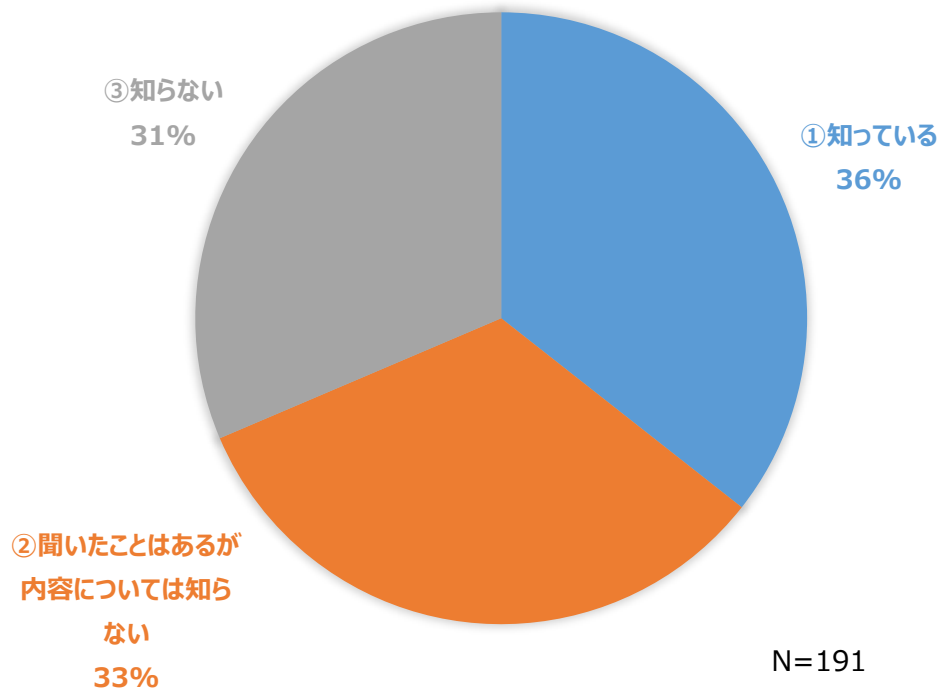
※以下、事例の紹介

地域事例	税率（税額）
事例① 北九州市（福岡県）	1 人 1 泊 200 円
事例② 京都市（京都府）	1 人 1 泊について、宿泊料金が ①2 万円未満 200 円 ②2 万円以上 500 円
事例③ 倶知安町（北海道）	1 人 1 泊について、宿泊料金×2%

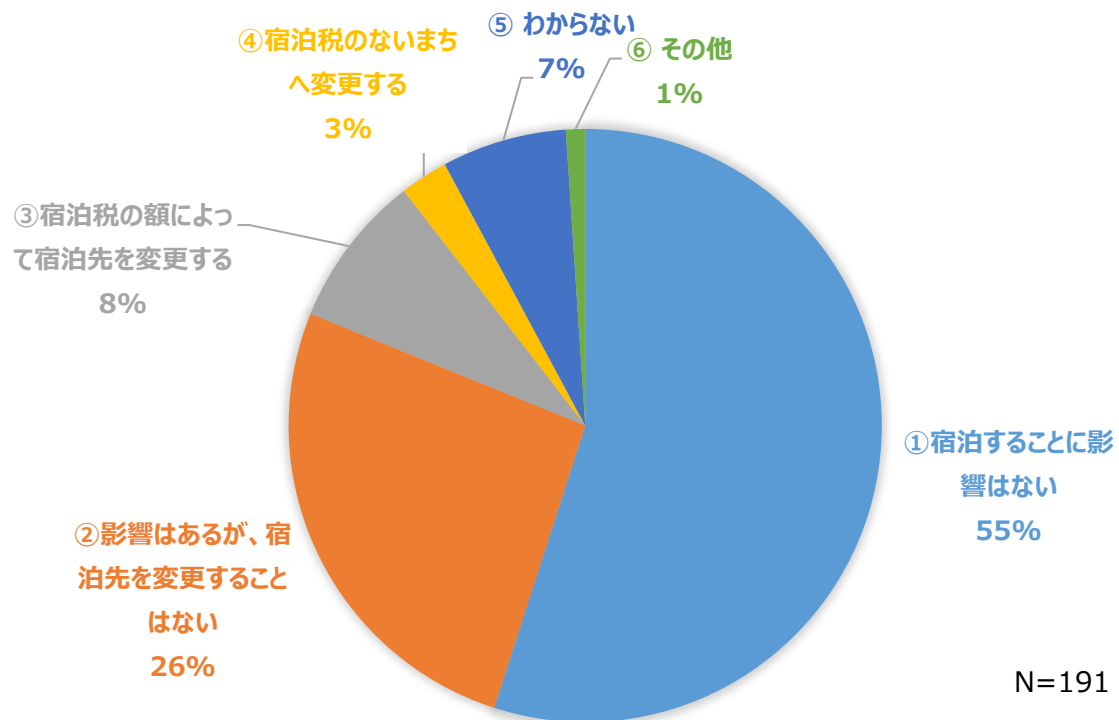
②旅行者アンケート

アンケート名	旅行者アンケート
目的	新たな観光財源として宿泊税の導入に関する意見や基礎情報の把握を目的に主に鳥羽市内に 来訪されている旅行者を対象にアンケート調査を実施する。
実施時期	令和 6 年 11 月 23 日(土)～12 月 7 日(土)
対象者	鳥羽市内旅行者等 191 人

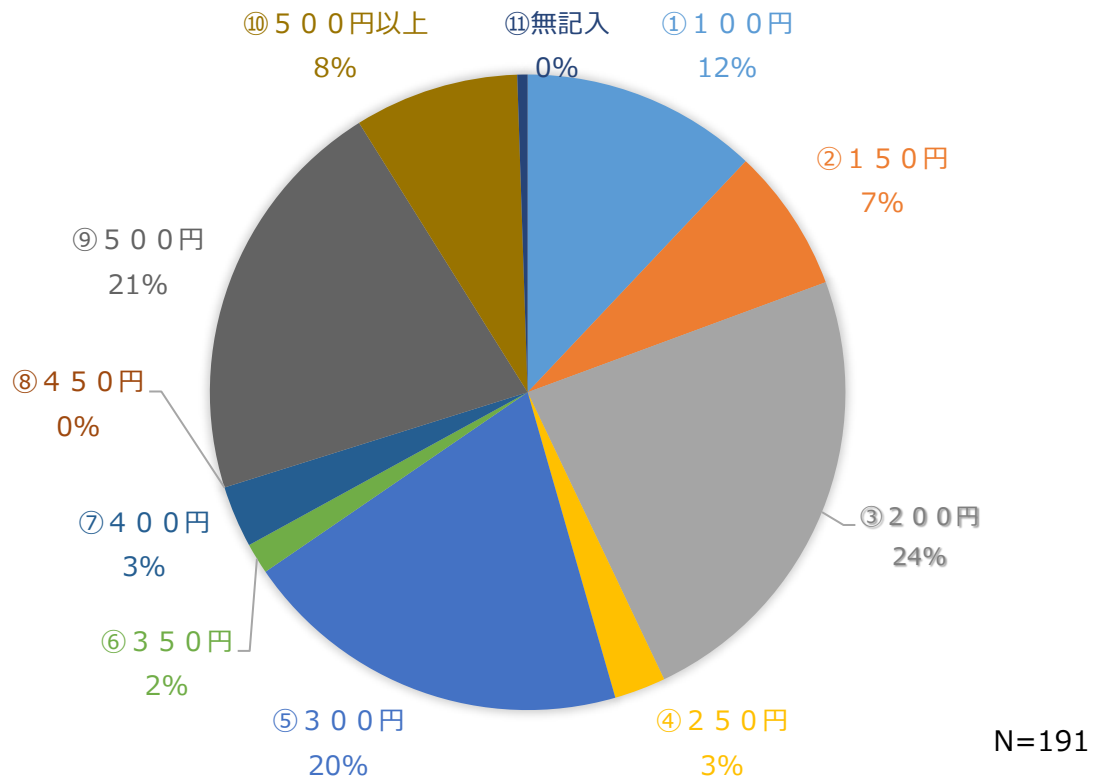
ア. 宿泊税について知っていますか



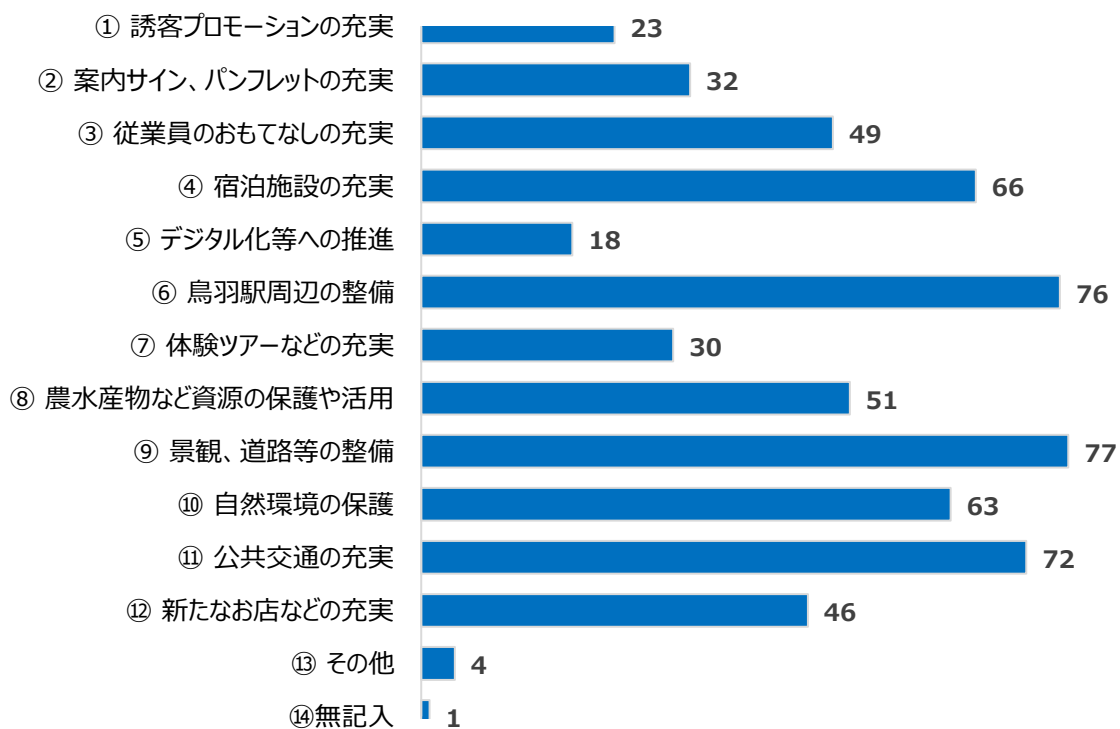
イ. 宿泊税を課税した場合、鳥羽市へ宿泊することをどう考えますか



ウ. 宿泊税について、支払ってもよいと思う金額の上限



エ. 宿泊税の使い道としてどのような取組を期待するか、望ましいものすべてを選択（複数回答可）



③宿泊税導入検討に係るパブリックコメント（令和 6 年 11 月 22 日～12 月 16 日）

宿泊税の導入の賛否等
宿泊税で観光の活性化を図ることは賛成です。
人口減少により自主財源が減少する中、持続可能な観光振興に取り組むためには安定的な観光財源の確保は必須であり、宿泊税の導入には賛成。
ご遷宮のお木曳行事が令和 8 年 4～5 月に開催予定され、全国から多くの宿泊客が期待できる。観光財源確保のためにもこの機を逃さないように計画通りの導入を。

宿泊税の使途
鳥羽駅周辺（特に市街側）の街並みや雰囲気は観光地とは思えない薄汚さがあるので、きれいでわくわくする街並みに生まれ変わってほしい。
道路も線路沿いも雑草が目立つので、宿泊税を活用してまちの美化に取り組んでほしい。
観光客だけでなく、鳥羽で暮らす人や通勤や通学で駅を使う人にも配慮して使ってほしい。
外国人観光客の受け入れ体制を整えるための支援をしてください。いつまで続くかは予測できませんが、現在の円安の状況で、訪日客にとっては宿泊税の数百円はとるにたりないものであると言えるでしょう。必然的に外国人観光客もターゲットに入れていくことが求められる中で、その体制が整わない宿にとって宿泊税を導入することがあまりメリットにならないどころか負担が増えるようでは本末転倒です。細やかな支援を求めます。
宿泊税は宿泊者から徴収するものであり、また宿泊事業者は地域経済をけん引していることから、宿泊者の満足度や利便性向上等の施策および鳥羽市への宿泊誘客に繋がる施策に限定した使途とすることを希望。情報発信、イベント開催などプロモーションに関わる施策は使途とせず、従来からの入湯税を原資とするなど入湯税とのすみわけは必要。
人口減少化社会の中で宿泊事業者の人手不足は一層深刻になり、特に料理人などの確保が厳しく 10 年後には従来の運営が成り立たなくなる（1 泊 2 食付→泊食分離）可能性があり宿泊事業者の衰退になりかねない。敷いては鳥羽の衰退に繋がる。使途においては持続可能な観光地、宿泊地づくりのための人材育成や泊食分離の環境整備にも力点を置いて頂きたい。

宿泊税の税額
宿泊事業者は人手不足の中で厳しい運用をしており、事務負担の軽いシンプルな定額制には賛成。
この数年で原材料費が高騰し、すべての物、サービス、そして人件費が上がっている中で（三重県の最低賃金もこの 3 年間で 10%以上アップ）総務省の同意が前提となる税額 200 円にこだわらなくてもよいのではないかと。200 円は決して高い金額ではないし、乏しい金額では観光振興の財源は確保できず、観光地間競争の中で持続可能な、魅力ある観光地づくりは厳しくなるのでは。

宿泊税の運用
宿泊税が使途通りに使われるよう、毎年使途計画と使途実績を各々公表して透明性を高めるとともに、第3者委員会などを立ち上げ検証することは必要では。
制度の見直期間は5年毎とあるが、変化の著しい社会においては期間が長いのではないか。

宿泊税に関する情報発信
宿泊税がどう使われているか、お客さんがホテルや街中で気づくような周知方法を考えてほしい。

宿泊税の導入での伊勢志摩地域内の連携等
伊勢志摩地域が同じ時期に同時に入れるようにしてほしい。
税金を志摩市よりも高額にするのはやめてほしい。
志摩市及び伊勢市と足並みを揃えてください。観光客が宿泊先を選択する際に、鳥羽では宿泊税がかかるけど、隣の市に行けばかからない、ということになれば鳥羽の宿を選ぶハードルが上がると思います。

④各地域の説明会等での主な意見（令和6年9月～11月）

説明会等で出された主な意見
広く宿泊税の事業が市内全域にいきわたるようにしてほしい。
二次交通や道路沿いの樹木伐採、景観の保全があるため、地域課題の解決につながるような使途を希望する。
宿泊税の導入に関しては、小規模の宿泊施設にはありがたいと考えている。最近地域だけでは、人手不足もあり対応できなくなっているサービスがある。例えば、マイクロバスの運転手もおらず、現在旅館組合で送迎に頼っている。公共交通に関しては、現状としてもめバスはあるものの、利便性はよいとは言えない。例えばパールロード沿いの海側ルート、松尾の山側を通るルートもあれば観光客の利便性向上につながる。また、地域住民も利用可能にすることにより、市民の生活もよくなると考える。
海女さんは減少してきており、日本一多い海女さんが多いまちと言えなくなってしまう。石神さんについても参拝者は減少している。盛り上げていく策が必要である。
災害時の避難場所が整備されるとよい。普段は道の駅などのお金を生む施設として活用していく。
修学旅行は免除した方がよいと考えている。入湯税と宿泊税の課税条件が違つと、宿泊施設の現場で混乱を起こす原因になる可能性がある。一方で、課税免除無しで、修学旅行等へ支援とあれば学校にとって大きなメリットがあってよいと考える。
システム改修や宿泊予約システムを導入するには費用がかかる。補助などの支援が必要になってくると考える。宿泊施設の生産性向上に取り組んでいく必要がある。
入湯税に関しても、ホームページ等で周知しているのかかわらず知らなかったと支払いのトラブルが発生する事案もある。早くからの宿泊税の課税の周知が必要である。

宿泊税の導入は必要だと考える。宿泊施設の中には用途を不審に思う人もいる。そのためにも、用途の明確化が必要である。見える形にしてほしい。 フロントの従業員がお客様へ説明する際に必要となる。少しでも安く宿泊したいお客様がみえる。
宿泊税導入は大賛成である。説明にもあったが人口減少や高齢化が進む鳥羽市において、新しい財源を確保していかないと鳥羽市が持続していかない。
当ホテルでは修学旅行生を受け入れている。最近の修学旅行はテーマパークなどの観光施設が主流となっているが、体験や文化などに触れることが本来の修学旅行だと思う。事務局案では修学旅行生にも課税するという案であるが、昨今物価高騰により、値上げに対する抵抗は少ない、値上げ慣れしていると思う。一方で、事務局として修学旅行生へ課税して宿泊税を徴収し、用途の部分で支援を行うのであれば、二度手間のように感じ、宿泊事業者や市ともに手間がかかると感じるため、いっそのこと課税免除にするという考え方もできる。
子どもの取り扱いについて宿泊施設の現場でトラブルがないような基準としてほしい。
宿泊税の税申告について、事業所としても税事務の負担軽減や今後のＤＸ化に向けたデータのためにも、税導入時に電子申告等を導入してほしい。
宿泊税を財源とした用途について、外部機関による監視役となる役割が必要である。
宿泊税は目的税であるため、明確に使い道が見える化してほしい。